

スクールロイヤー活用事業の講演会を開催しました。

- 1 目的 スクールロイヤー活用事業により虐待やいじめ等の解決困難な学校の諸課題に対し、児童生徒が安心して学校生活を送るために、専門知識・経験を有する弁護士を派遣し、問題の効率的かつ早期の解決を図る。
- 2 日時 7月11日(月) 5限 13:40~14:30
- 3 場所 1・2学年第一体育館 3学年教室(リモート)
- 4 講師 一新総合法律事務所 弁護士 中澤 亮一 様
- 5 講演題目 「いじめを考える」
- 6 講演の様子



中澤弁護士様から具体的な判例を元に分かりやすくいじめや、人権について説明がありました。人が嫌がることは人によって違います。その人の気持ちになることは難しいかもしれませんが、大変重要なポイントになると思いました。他人の人権を尊重し、今後とも重大事案になる前に早い段階での解決のため、相談できる人に相談してみてください。